≪事業目的及び内容≫

医療法第25条第1項及び地域保健法 1 病院の立入検査 第6条の規定により、管内の医療機関に 対して立入検査を行う。

この目的は、医療機関が医療法その他の 法令に規定された人員及び構造設備を 有し、かつ適正な管理を行っているか否か を検査することにより、病院等を科学的 かつ適正な医療を提供する場にふさわしい ものとすることである。

「千葉県医療機関立入検査実施要綱」 により病院・診療所等に対して立入検査を 行い、必要な指導をしている。

≪進捗状況≫

市川市・浦安市内には19の病院があるが、このすべてについて毎年度1回立入検査を実施している。

センター長ほか10名程度の医療監視員(医務、薬務、看護、栄養、検査、放射線、食品衛生等の各担当者)で 検査班を構成し、病院の管理運営に係わる法的基準事項等の遵守状況について検査する。

(令和元年9月までに5病院の立入りを実施した。令和元年12月までに管内すべての19病院に立入検査を 実施する。)

2 診療所等の立入検査

(1) 定期的なもの

一般診療所のうち入院病床のあるものは、市川市及び浦安市内に17か所ある。

有床診療所については5年に1回程度、計画的に立入検査を行っている。

令和2年2月から同年3月までに3か所の診療所を検査し、診療所の管理運営に係わる法的基準事項等の遵守 状況について確認する予定。

(2) 新規開設等に係るもの

新規開設等無床診療所については必要に応じて、適宜立入検査を実施することとし、施設の適合性等について 確認し指導することとしている。

薬 務 監 視 事 業

担当課名

総務企画課

≪事業目的及び内容≫

1 薬事監視

薬局、医薬品販売業者、医療機器販売 業者に対して、立入検査を実施し、管理 薬剤師による医薬品の適正な管理、販売 手続の状況等を重点に監視指導する。

≪進捗状況≫

1 薬事監視

医薬品等一斉監視指導期間(令和元年7月から10月)を中心に、通年的な監視指導を実施している。 平成31年4月から令和元年9月までの立入検査延数は65件であり、このうち違反件数は延べ30件であった。

違反内容 20施設 延べ30件

開設者の義務	13件
管理者の義務	9件
休廃止の届出	3件
毒劇薬の貯蔵陳列	2件
薬局等における掲示	1件
処方箋医薬品の譲渡記録等	1件
販売体制等の不備	1件

2 毒物劇物監視

毒物劇物営業者に対して、立入検査を 実施し、保管管理、譲渡手続きの適正化 を図る。

2 毒物劇物監視

通年的な監視指導を実施している。

平成31年4月から令和元年9月までの立入検査延数は11件であり、このうち違反件数は1件であった。 違反内容 1施設 延べ1件

無登録販売

1件